

## 練馬区在宅療養のためのICT推進事業補助金交付要綱

平成30年3月30日

29練健地第343号

### (目的)

第1条 この要綱は、練馬区内（以下「区内」という。）の医療および介護サービス事業者によるICTネットワークを活用した情報の共有を推進する取組に補助金を交付することにより、多職種の連携体制の強化を図り、もって、在宅療養の環境整備に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「ICTネットワーク」とは、在宅療養を担う多職種が患者または利用者に関する記録、伝言、写真、動画等を、情報通信技術を用いて共有し、コミュニケーションを図るものをいう。

### (補助対象者)

第3条 この要綱による補助を受けることができる者は、ICTツールを導入していないもので、かつ、つぎに掲げるものとする。

(1) 在宅療養を担う区内の病院、診療所、歯科診療所、薬局または訪問看護ステーション（次号において「医療機関」という。）にあつては、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく区内の指定介護サービス事業者（次号において「介護サービス事業者」という。）とICTネットワークによる連携を図るもの

(2) 介護サービス事業者にあつては、医療機関とICTネットワークによる連携を図るもの

### (補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、ICTネットワークを活用した多職種間の連携を推進する事業とする。

### (対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に必要なモバイル機器等の購入費および補助金の交付決定がなされた日が属する年度の4月1日から3月31日までの通信費とする。

### (補助金額)

第6条 補助金の額は、別表に基づき、毎年度予算の範囲内で定めるものとし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

### (交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、区長があらかじめ指定する日までに、つぎに掲げる書類を区長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請書（第1号様式）

(2) 事業計画書（第2号様式）

(交付決定および通知)

第8条 区長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(第3号様式)により、不適当と認めるときは補助金の不交付を決定し、補助金不交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による補助金の交付決定に当たり、必要な条件を付することができる。  
(申請の取下げ)

第9条 前条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該通知に係る交付の決定内容またはこれに付けた条件に異議があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、申請の取下げをすることができる。

(事業内容の変更承認等)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容等を変更し、または中止しようとするときは、速やかに事業内容変更・中止申請書(第5号様式)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、承認するときは事業内容変更承認通知書(第6号様式)により、承認しないときは事業内容変更不承認通知書(第7号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し)

第11条 区長は、補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、またはその決定した内容もしくはこれに付けた条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなったと認める場合に限るものとする。

(事業遅延等の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合またはその遂行が困難となった場合は、速やかに事業遅延等報告書(第8号様式)を区長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について、区長の要請があったときは速やかに書面により報告しなければならない。

(報告書の提出)

第14条 補助事業者は、補助金の交付決定がなされた日が属する年度が終了したときは、事

業実施報告書（第9号様式）に必要な書類を添えて、指定する期日までに区長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する年度終了後2年度にわたり、事業継続報告書（第10号様式）を区長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第15条 区長は、前条第1項の規定による報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（第11号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（是正のための措置）

第16条 区長は、前条の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該事業につき、これらに適合させるための措置を命じることができる。

- 2 前項の規定により補助事業者が必要な措置をした場合には、前条の規定を準用する。

（補助金の請求および交付）

第17条 補助金額確定通知書の送付を受けた補助事業者は、速やかに補助金請求書（第12号様式）を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の請求に基づき、第15条の規定により確定した補助金を交付する。

（交付決定の取消し）

第18条 区長は、補助事業者が下記の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部または一部の返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱または補助金の交付条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請もしくは報告または不正の行為によって補助金の交付を受けたとき。

（違約加算金および延滞金の納付）

第19条 区長は、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間は既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満切捨て）を納付させることができる。

- 2 補助金の返還を命じた場合において、納付日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した滞納金（100円未満切捨て）を納付させることができる。
- 3 前2項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても356日当たりの割合とする。
- 4 第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、補助事業者が返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞

金の基礎となる未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

(補助金の経理等)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(維持管理)

第21条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業終了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

2 ICTネットワークの運用に当たっては、医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版（平成29年5月厚生労働省）に基づき、適切な運用管理を行わなければならない。

(財産処分の制限)

第22条 補助事業者は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過するまでの間、区長の承認を受けずに補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

2 区長は前項の承認をした交付対象者に対し、当該取得財産の処分により収入があったときは、その全部またはその一部を区に納付させることができる。

(適用除外)

第23条 この補助金は、区または東京都における他の補助等の交付対象となっている事業に対しては交付しない。ただし、特に区長が認めるものについては、この限りでない。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

付 則（平成30年10月30日30練健地発第194号）

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

別表（第6条関係）

対象経費	補助率	限度額
パソコン、スマートフォン およびタブレット端末の購 入費および通信費	補助対象経費の2分の1以内	50,000円

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

練馬区長 殿

事業者の所在地

法人名・事業所名

代表者名

印

補助金交付申請書

年度練馬区在宅療養のためのICT推進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請金額 金 円

2 添付書類

事業計画書（第2号様式）

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

事業者の所在地  
 法人名・事業所名  
 代表者名

印

事業計画書

(1) 経費所要額

経費区分	内訳	所要額（単位：円）
モバイル機器等購入費 (a)		円
通信費 (b)		円
総事業費 (A)	(a) と (b) を合計したもの	円
補助金対象支出額 (B)	(A) に2分の1を乗じたもの	円
基準額 (C)		50,000円
補助金請求額	(B) と (C) を比較して少ない方の額	円

(2) セキュリティ対策の有無

- ① セキュリティポリシー  あり  なし  
 事業開始までに策定予定
- ② 購入機器へのウイルス対策ソフトのインストール  
 する（ソフト名： ）  しない

(3) 利用するICTシステム

システム会社名	
システム名	

(4) 利用者数（見込み）

ICTを活用する患者者（利用者）数	人
ICTネットワーク連携事業者数	事業者

第3号様式（第8条関係）

第            号  
年    月    日

様

練馬区長

補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

年    月    日付けで申請のあった練馬区在宅療養のためのICT推進事業補助金については、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 交付決定金額            金 \_\_\_\_\_ 円

2 交付条件

第4号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

練馬区長

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった練馬区在宅療養のためのICT推進事業補助金については、下記の理由により、交付決定することができませんでしたので通知します。

記

理由



第5号様式（第10条関係）

年 月 日

練馬区長 殿

事業者の所在地

法人名・事業所名

代表者名

印

事業内容変更・中止申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた練馬区在宅療養のためのICT推進事業補助金に係る事業内容について、変更の承認を受けたいので、練馬区在宅療養のためのICT推進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

3 補助金交付申請額

(1) 変更前交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

(2) 変更後申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

第6号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

練馬区長

事業内容変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった事業内容変更・中止申請については、下記  
のとおり承認することを決定したので通知します。

記

承認内容

第7号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

練馬区長

事業内容変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった事業内容変更・中止申請については、下記の理由により承認できませんでしたので通知します。

記

理由

第8号様式（第12条関係）

年 月 日

練馬区長 殿

事業者の所在地

法人名・事業所名

代表者名

印

事業遅延等報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた練馬区在宅療養のためのICT推進事業について、下記のとおり事故があったので、練馬区在宅療養のためのICT推進事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき報告します。

記

- 1 事業の進捗状況
- 2 事故の内容および原因
- 3 事故に対する措置
- 4 事業の完了予定年月日

第9号様式（第14条関係）

年 月 日

練馬区長 殿

事業者の所在地

法人名・事業所名

代表者名

印

事業実施報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた練馬区在宅療養のためのICT推進事業補助金に係る事業について、練馬区在宅療養のためのICT推進事業補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 事業実施に伴う実績報告  
別紙のとおり

2 補助対象経費 金 \_\_\_\_\_ 円

第10号様式（第14条関係）

年 月 日

練馬区長 殿

事業者の所在地

法人名・事業所名

代表者名

印

事業継続報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた練馬区在宅療養のためのICT推進事業補助金に係る事業について、練馬区在宅療養のためのICT推進事業補助金交付要綱第14条第2項の規定に基づき報告します。

記

- 1 事業実施に伴う実績報告  
別紙のとおり

第11号様式（第15条関係）

第 号  
年 月 日

様

練馬区長

補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定した練馬区在宅療養のためのICT推進事業補助金について、年 月 日に提出を受けた事業実績報告書を審査した結果、下記のとおり補助金交付額を確定しましたので通知します。

記

交付決定金額 金 \_\_\_\_\_ 円

- (1) 本通知受理後、速やかに請求書を提出してください。
- (2) 補助金交付決定通知書（第3号様式）に記載された交付条件に反する行為が認められた場合には、当該決定を取り消すことがあります。

第12号様式（第17条関係）

年 月 日

練馬区長 殿

事業者の所在地

法人名・事業所名

代表者名

印

補助金請求書

年 月 日付け 第 号により補助金交付確定通知を受けた練馬区在宅療養のためのICT推進事業補助金を下記のとおり請求します。

記

1 請求額

金 \_\_\_\_\_ 円

2 振込口座

別紙のとおり